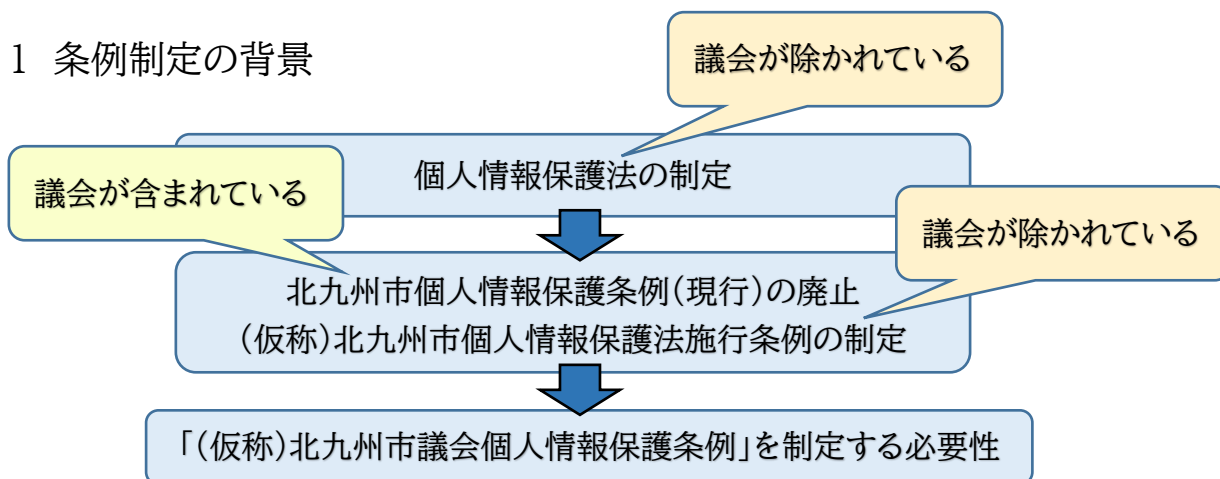
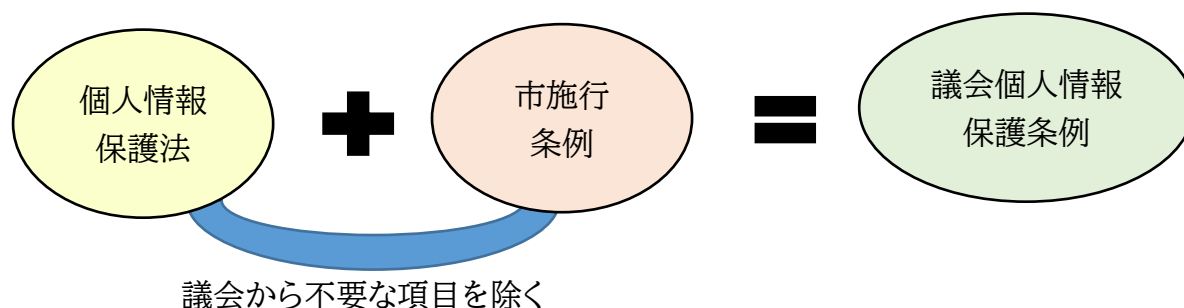
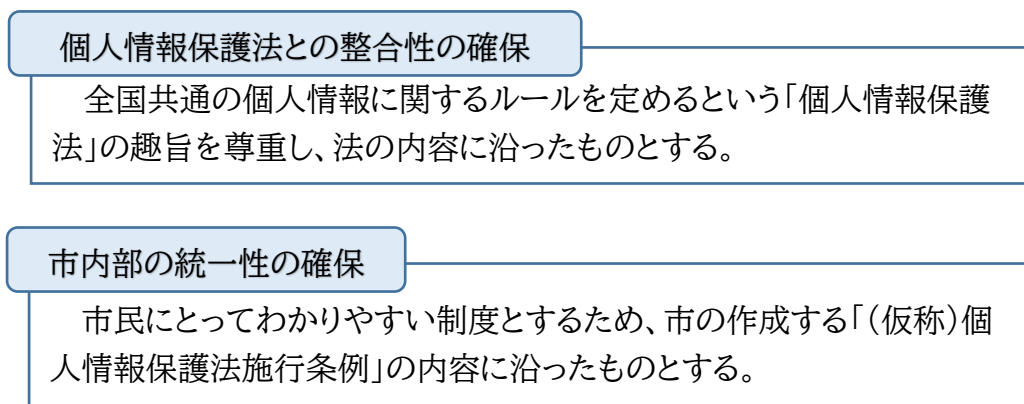


北九州市議会の個人情報保護制度における対応(素案)【概要】

1 条例制定の背景



2 条例制定の基本的方針



3 条例制定のポイント(個人情報保護法や市施行条例との違い)

条例の対象となる個人情報

条例は事務局の職員が作成、取得した個人情報を対象とする。議員が作成、取得した個人情報は対象としない。

行政機関等匿名加工情報制度

議会が保有する個人情報を加工して、匿名加工情報を作成することは想定されていないため、提供手続きについて規定しないが、受領する可能性があるため、定義を設ける。

情報開示等の手続き

開示請求に係る手数料や開示請求における不開示情報の範囲、開示請求等における決定期限は市施行条例の規定と同一のものとする。

ただし、議長及び副議長が共に欠けている期間は、開示請求等における決定期限の期間に含めない。

個人情報保護審査会への諮問

開示請求等における審査請求は、北九州市個人情報保護審査会へ諮問する。

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要な場合は、北九州市個人情報保護審査会に諮問する。

4 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| (1) 令和4年10月31日 | 北九州市個人情報保護審査会への諮問 |
| (2) 令和4年11月18日
～令和4年12月16日 | 市民意見提出手続き(パブリックコメント) |
| (3) 令和5年1月上旬 | 北九州市個人情報保護審査会からの答申 |
| (4) 令和5年3月 | 条例議案の提出 |
| (5) 令和5年4月 | 条例施行 |